

## EU データ法：欧州委員会による Frequently Asked Questions の公表～2025 年 9 月 12 日の適用開始まであと 1 年

ヨーロッパニューズレター

2024 年 9 月 12 日号

執筆者:

[石川 智也](#)

[n.ishikawa@nishimura.com](mailto:n.ishikawa@nishimura.com)

2024 年 9 月 6 日、欧州委員会より EU データ法に関する Frequently Asked Questions が公表され、71 問の Q&A を通じて、実務上よく問題となる論点を中心に明確化がなされた。EU データ法は、しばしば一般データ保護規則（GDPR）の産業データ版として GDPR 同様の巨額の制裁金リスクが指摘されるが、より重要な懸念は、対応しなければ、2025 年 9 月 12 日以降、EU 市場で流通している IoT 製品から収集している非個人データを、自社の製品開発等に利用したり、第三者に提供したりできなくなることであろう。このようなビジネスへの直接的な影響が懸念されるため、EU 市場でデータを収集する製品等が流通している、全ての企業において対応が必須の法令であるが、これまでのところ、そのインパクトに比してやや過少に評価されているように思われる。

以下では、ドイツで日系企業の EU データ法の対応を数多く支援している筆者の目から見て、今回の Frequently Asked Questions（以下「Q&A」という）の中から特に気になったものを紹介する。EU データ法の全体像については、筆者も参加したジュリスト 1599 号（2024 年 7 月）掲載の「〔鼎談〕EU データ法が目指す世界」<sup>1</sup>も参照されたい。なお、条文番号は別段の断りのない限り、全て EU データ法の条文番号である。

### 1. 適用範囲に関するトピック

#### (1) いわゆる「地理的」適用範囲

まず、第 2 章・第 3 章の IoT データ条項について、ごく簡潔に説明する。IoT データ条項は、概要、EU 域内に上市されたコネクテッド製品に関して、そのコネクテッド製品の製造者等に、その製品が生成するデータにアクセスできるように製品の仕様をデザインする義務を課し（3 条 1 項）、その製品の販売者に生成するデータの内容等について情報提供義務を課し（同条 2 項）、そして、そのコネクテッド製品から生成されるデータの保有者（データ保有者）に利用者へのアクセスを認める義務（4 条）や第三者（データ受領者）への移転を認める義務（5 条）を課すものである。条文上、製造者、販売者及び利用者は、EU 域内・EU 域外の何れに所在するかを問わないため、日系企業においても、EU に上市されるコネクテッド製品の製造者、販売者及びデータ保有者に該当する場合には、EU データ法への対応が必要である<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 生貝直人=石川智也=佐保優一「〔鼎談〕EU データ法が目指す世界」ジュリスト 1599 号（2024 年 7 月）巻頭及び 86 頁から 101 頁まで。

<sup>2</sup> その一方で、データ受領者は EU 域内に所在する者に限られるため、EU データ法の下で利用者がデータ保有者に対してデータの移転を要求できるのは、EU 域内に所在する者への移転に限られる。

いわゆる「地理的」適用範囲については、Q&A 6 において、2022 年に公表された、The “Blue Guide” on the implementation of EU product rules が参照され、EU 市場に上市された製品が幅広く EU データ法のスコープに含まれることが示唆されている。この点については、GDPR やデジタルサービス法（Digital Services Act）に慣れていると、それらと同様に EU 市場に向けて製品やサービスを提供する意図がない場合には、EU データ法の域外適用を排除できるのではないかと考える向きもあるが、Q&A のスタンスとしては、EU 市場に上市されたコネクテッド製品は EU データ法を遵守できるべきであり、そして、そのような製品から生じるデータには広く IoT データ条項が適用されるという整理のようである。

データ法の適用スコープの洗い出しに当たっては、今後、上記 Blue Guide も踏まえたアセスメントが必要である。そのほか、域外適用の検討に当たって参照すべき論点については、Q&A 7 や 12 に説明がある。また、実務的によく問題となる中古品の取扱いについては、Q&A 9 や 29 に説明がある。

## (2) EU データ法が適用されるデータの範囲

EU データ法が適用されるデータの範囲が、生データ+前処理データ（pre-processed data）であり、かつ、利用者がデータ保有者にアクセスや第三者への移転を請求できるデータの範囲が、容易に入手できるデータ（readily available data）であることは、EU データ法の対応に当たって非常に重要な点であり、Q&A 4 において明確にされている。実務においては、データの発生・収集から最終的に利用者に成果物が提供されるまでの一連のデータの項目や処理フローを見ながら、どのデータが EU データ法の適用対象となるのかを検討する必要がある。

また、Q&A 4 の入手できるデータの解説においては、EU データ法の適用開始以後に生成・収集されたデータのみが、IoT データ条項の適用対象となる旨が明確化された。したがって、利用者がデータ保有者にアクセスや第三者への移転を請求できるのは、データ法適用開始以後に生成・収集されたデータに限定されると思われる。また、後記 5.にて述べる非個人データの利用に契約上の根拠が必要となる規制は、データ法適用開始よりも前に生成・収集済みのデータには適用されないと思われる。

## (3) 適用開始前に EU 市場に上市済みの製品への対応の必要性

EU データ法の適用開始前に EU 市場に上市済みの製品について、EU データ法への対応が必要かという点も頻りに聞かれる論点であるが、Q&A 19 においては、EU データ法の適用開始である 2025 年 9 月 12 日までに、利用者へのデータのアクセスを認めなければならないと説明されている。ただ、上市済みの製品については対応が容易でないケースも少なくなく、Q&A もその点を意識しているように思われる。

## 2. コネクテッド製品等の製造・流通のフローを踏まえた対応の必要性

次に、今回の Q&A を通じて、コネクテッド製品等の製造・流通のフローを踏まえた対応の必要性が示されたように思われる。

例えば、あるコネクテッド製品についてデータへのアクセス権等を有する利用者が重疊的に発生する場合があります。具体的には、自動車が高額なレンタカー事業者から販売され、個人がそのレンタカー事業者から自動車をレンタルする場合において、個人とレンタカー事業者の双方が、利用者として自動車が生成するデータを保有している製造者（兼データ保有者）に対して、データへのアクセスを認めるよう主張できる例が紹介されている（Q&A 13）。また、あるコネクテッド製品についてデータ保有者が重疊的に発生する場合もあり、具

体的には、ある最終製品の中にデータを生成・収集する部品が組み込まれている場合において、最終製品が生成するデータを保有する者も、その中に組み込まれている部品が生成するデータを保有する者も、何れもデータ保有者に該当し得るとされている（Q&A 18）。後者の場合は、部品を製造する事業者がデータを製品開発に利用するためには、後記 5.にて述べる非個人データの利用に契約上の根拠が必要となる規制との関係で、最終製品を販売する事業者が利用者との間でその旨を合意するか、製品を製造する事業者自身がデータ保有者として、利用者との間でその旨を合意する必要がある旨が示唆されている。EU の利用者が生成したデータを製品開発に利用することのある事業者は、最終製品を取り扱っている場合であれ、部品を取り扱っている場合であれ、自社のデータ利用の根拠が何らかの契約で担保されていることを今後網羅的に確認していくことが必要になるであろう。

### 3. 3 条 1 項のデザイン義務の解釈

コネクテッド製品の製造者（及び関連サービスの提供者）は、製品データ（関連サービスデータ）の利用者がアクセスできるように、製品を設計及び製造（サービスを設計及び提供）する必要がある（3 条 1 項）。アクセスの態様としては、デフォルトで、容易に、安全に、無償で、包括的に、構造化された、一般に使用される、機械で可読な形式でアクセスできる必要があり、また、妥当で、技術的に可能な場合には、利用者が直接アクセスできるようにする必要がある。これが、いわゆる「デザイン義務」である。

Q&A においては、利用者の直接的なアクセスを認める必要があるのは、妥当で、技術的に可能な場合であって、常に直接的なアクセスを認める必要があるわけではないことが明確にされている（Q&A 19）。また、技術的な仕様の変更の費用、営業秘密又は知的財産権の保護の困難さ、セキュリティの確保といった事情も考慮して、直接的なアクセスを認めるべきか検討可能とされている。そのため、コネクテッド製品の製造者は、製品データ等へのアクセスはできるようにする必要があるが、データにつき、利用者が直接的にアクセスできるようにするか、間接的にアクセスできるようにするかは、製品の仕様等を前提に、戦略的に検討していくべき問題となる。もちろん、最終的にはその検討結果が妥当なのかは法的な確認が必要である。例えば、利用者からの要求があってはじめて間接的にアクセスできるようにする方が、後記 4.の「営業秘密ハンドブレーキ」の発動によるデータへのアクセスの停止等はより簡単に実現できる可能性が高い。

### 4. 営業秘密ハンドブレーキ (trade secret handbrake)

データ保有者は、利用者からアクセス要求を受けたデータ（又は、利用者から第三者に移転するよう要求を受けたデータ）が営業秘密に該当する場合には、営業秘密である旨を特定した上で、利用者又は第三者との間で秘密を確保するための措置（契約、厳格なアクセスプロトコル等）を講じることができるが、原則として営業秘密の開示を拒むことはできない（4 条 6 項、5 条 7 項）。もっとも、利用者又は第三者が上記措置に違反する場合等、一定の場合はデータへのアクセスを停止等することができる（4 条 7 項、5 条 10 項）。例外的な場合には営業秘密の開示を拒絶する余地も一応残されているが、極めて限定的である上に、拒絶する旨を管轄当局に連絡しなければならないため、ハードルは高い。Q&A 20 においては、これらの一連の枠組みを営業秘密ハンドブレーキ (trade secret handbrake) と呼んでいる。

なお、何が営業秘密に該当するかは、EU の営業秘密指令に従うとされている。伝統的には、少なくとも IoT 製品が生成する個々のデータについては、営業秘密の要件の 1 つである「経済的価値」の要件を充足せず、営業秘密として保護されないと議論されることが多かったように思われる。もっとも、データの集積の度合いはもちろんのこと、AI の機械学習にとってデータが重要になってきていること等も踏まえ、営業秘密

として主張できる余地がないか、また、営業秘密である旨の主張が利用者に受け容れられなかった場合にどのように対応していくかといったことは、戦略的に検討・対応するべきであろう。

## 5. 非個人データの利用のための契約締結の必要性

IoT データ条項の中での重要な規律として、大要、データ保有者は、利用者との間で合意しない限り、非個人データを自身のために利用することも、第三者に提供することもできないとされており（4 条 13 項、14 項）、Q&A 26 においても取り上げられている。なお、個人データについては、GDPR の規律に従う（つまり、通常の個人データは GDPR 6 条、特別なカテゴリーの個人データは GDPR 9 条に掲げる適法性根拠が必要）とされている（4 条 12 項）。

したがって、EU に上市されたコネクテッド製品から非個人データを取得している場合、利用者との間で契約で合意していない限り、2025 年 9 月 12 日以降発生するデータを自社の製品開発に利用できなくなってしまう。利用者との間で直接のコンタクトがある場合はもちろんのこと、直接のコンタクトがない場合（特に、最終製品に組み込まれる部品から生成されるデータを保有する事業者）にどのようにして利用者の同意を確保するかは、早期に検討していく必要があるように思われる。

## 6. IaaS、PaaS 及び SaaS 等のサービスの対応

IoT データ条項とは別に、第 6 章により、IaaS、PaaS 及び SaaS を EU 域内に向けて提供する事業者は、データ処理サービス（data processing services）の提供者として、EU データ法の規律に服し得ることが確認されている（Q&A 49）。IoT データ条項と比較すると、データ処理サービスに関する条項はあまり知られていないかもしれないが、自社が提供する IaaS、PaaS 及び SaaS につき、EU 域内に利用者がいる場合には、EU データ法の適用の有無と、その要対応事項について検討する必要がある。

## 7. EU 代理人

EU 域外の事業者が EU 域内でコネクテッド製品を利用可能にし、又はサービスを提供している場合には、GDPR と同様、EU 域内に代理人の選任が必要である（37 条 11 項）。Q&A においては、EU 代理人が責任を負うのは、GDPR と同様（そして、デジタルサービス法と異なり）、EU 代理人としての義務に基づくものであることが明確にされている（Q&A 68）。

なお、EU 域外の事業者は、代理人を選任している場合には、その代理人が所在する法域の当局のみが管轄当局になる。他方で、代理人を選任していない場合には、選任するまで全ての EU 加盟国の当局が管轄当局になることに注意が必要である（37 条 13 項）。

## 8. 今後公表される文書の検討状況

Q&A において、今後公表される文書の検討状況が若干明らかとなっている。

まず、データホルダーがデータ共有を行う際の「合理的な対価」に関するガイドラインの公表は、適用開始後になることが示唆されている（Q&A 69）。

次に、相互運用性に関する規格（standards）は、現在欧州委員会と EU の標準化団体等との間で協議がな

されており、2024 年末までに標準化策定に向けた公式の要求が欧州委員会よりなされることが見込まれている（Q&A 70）。なお、データ法においては、まずは、標準化団体による統一規格（harmonized standards）の策定が目指されており、統一規格の策定が難しい場合に例外的に欧州委員会が共通仕様（common specification）を策定することが想定されている（33 条 4 項・5 項、前文 103、Q&A 61）<sup>3</sup>。

さらに、IoT データポータビリティ条項との関係での、①データ保有者と利用者、②データ保有者とデータ受領者、及び、③利用者とデータ受領者の間のデータ共有に当たってのモデル契約条項（model contractual terms）、並びに、IaaS、PaaS 及び SaaS 等のデータ処理サービスの提供に当たっての標準契約条項（standard contractual clauses）は、データ法の適用開始までに欧州委員会にて推奨がなされることが見込まれている（Q&A 71）。何れもその利用が強制されるものではなく、利用は任意であるが、実務においては多く参照されることになるだろう。

そのほか、欧州データ・イノベーション評議会（European Data Innovation Board）が、データのアクセスと利用に関するルールの効果的な適用のための、セクター別のガイドラインを発行する可能性が示唆されている（Q&A 64）。

## 9. 終わりに

EU データ法の対応に当たっては、まずは、EU データ法の内容を正確に理解し、自社グループのビジネスへの影響を把握することが何よりも重要である。そのような理解を深める中で、EU データ法の適用スコープに入るデータの範囲、データフロー、データへのアクセスを認めるに当たっての手法の検討、営業秘密を主張し得るデータの範囲、どのように上記の営業秘密ハンドブレーキを実効あらしめるかといったことを検討していく。筆者の経験では、法務部門や情報セキュリティ部門のみならず、実際にビジネスを行っている事業部門の方々も交えて定期的にミーティングを持ちながら、法律上の要件と実際のあてはめを議論しながら検討していくことが多い。本稿が少しでも日系企業の EU データ法対応の参考になれば幸いである。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)

<sup>3</sup> この枠組みは、AI Act の 40 条と 41 条も同様である。